

台湾における県産農産物プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する台湾における県産農産物プロモーション業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の概要

(1) 目的

台湾は、国産青果物輸出額の約4割を占める地域であり、県産青果物の輸出拡大に向けて有望な市場である。一方で、本県産農産物については、平成23年の東日本大震災（原発事故）以降、規制が緩和される（令和4年2月）まで輸出が停止していたことから、市場の獲得に向けて台湾現地における県産青果物の認知度向上を早急に行っていく必要がある。

(2) 対象国・地域

台湾

(3) 対象品目

なし（「にっこり」）、いちご（主に「とちあいか」）などの本県産農産物

2 委託業務内容

委託業務の内容は次のとおりとする。

(1) 現地プロモーション

台湾現地の小売店青果物担当者や消費者の県産農産物の認知度及び購買意欲の向上につなげるため、次により実施すること。

ア 現地小売店等における試食販売活動

(ア) 実施期間

令和5（2023）年12月から令和6（2024）年2月のうち6週以上実施すること。

(イ) 実施場所

台湾において現地消費者へ訴求性が高い店舗で実施すること（実施場所は甲乙協議の上決定する）。

(ウ) 実施方法

- ・バイヤー及びプロモーター等が現地消費者に本県農産物等に関する的確な情報提供を行えるよう、効果的な手法を提案の上、実施すること。
- ・装飾、備品等の配置計画、ストックヤードの確保方法等について、提案の上、実施すること。
- ・社会情勢や食習慣等を勘案の上、実施すること。

イ 販促資材等の作成及び活用

(ア) 対象品目の特長や背景を消費者に伝えることのできる販促資材等を作成し、PR及び配布すること。

(イ) 資材作成に必要なデータは、甲から提供する。

ウ 県産農産物の効果的なPRの実施

消費者及びバイヤー等に対し、ア及びイに加え、現地の文化や流行を踏まえた効果的なPRを行うこと。

エ 試食用サンプルの手配

現地バイヤー等への試食提供にあたり、甲乙協議の上、対象品目を確保すること。

オ 試食用サンプル等の輸送及び手続き等の実施

(ア) サンプルの輸送

現地のプロモーション実施場所まで輸送すること。

(イ) 通関手続等

通関、動植物検疫、放射性物質検査及びその他必要書類の取得等、甲乙協議の上、輸出に係る諸手続を行うこと。なお、水際検査の対応について効果的な手法を提案し実施すること。

カ 現地検品等

甲乙協議の上、必要に応じて検品等を行うこと。

キ アンケートの実施

現地バイヤーや小売店青果物担当者等及び現地消費者（試食者及び購入者）に対し、本県産農産物に係るアンケート調査を行うこと。

(2) その他、県産農産物の輸出拡大において必要な活動

ア 現地プロモーションの実施にあたり、県職員（1名）が現地へ渡航する際、渡航に係る航空券及び宿泊施設、現地での移動手段、通訳、現地用携帯電話を手配すること。また、手配に係る費用を乙が負担すること。

イ 本委託業務の実施にあたり甲が必要と認める関連業務を実施すること（台湾において新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応含む）。

3 委託業務の実施場所

日本国内、台湾

4 委託期間

契約締結の日から令和6（2024）年3月8日までとする。

5 委託料の支払い等

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払いとする。

6 事業完了後の手続き

(1) 業務完了報告書

乙は、委託業務の完了報告を次のア及びイ（いずれも任意様式）の提出により、契約期間内に行うこと。

ア 業務完了報告書

イ 成果品

(ア) 成果報告書（紙媒体3部及び電子媒体）

- a 事業の結果概要（現地プロモーションの実施店舗、期間等
- b アンケート調査結果を含む、バイヤー等及び消費者の反応
- c 委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察
- d 輸出拡大を図るための提案
- e その他、委託業務に係る事項

(イ) 現地における主な活動記録写真（電子媒体（JPEG 形式））

(2) 処理状況の報告

乙は、甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

7 その他

- (1) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (4) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (5) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。